



建設業法が改正されます！！

こんにちは！あけぼの通信です。今月は、2020年施行の建設業法の改正について簡単にお話させていただきます。建設業法改正の背景としてあるのは、長期期間労働の是正や現場の処遇改善です。



建設業法改正3つのPOINT

POINT1

建設業の働き方改革の促進のための改正

著しく短い工期の禁止

今回の改正で建設業における工期に関する基準が作成され、**あまりにも短い工期による契約に対しては、国土交通大臣からの勧告が行われることになりました。**(図1参照)

建設業界には「言われたらやる」というような風潮が少なからずあり、現場に関わる下請け業者が土曜も日曜もなく仕事をしないと間に合わないというような工事も発生しています。

働いている人にしてみれば、大変ブラックな職場になりがちな業界だったと言えるでしょう。

そんなブラックな風潮が、今日の若者の建設離れ、人材不足の原因の一つにもなっていると考えられています。

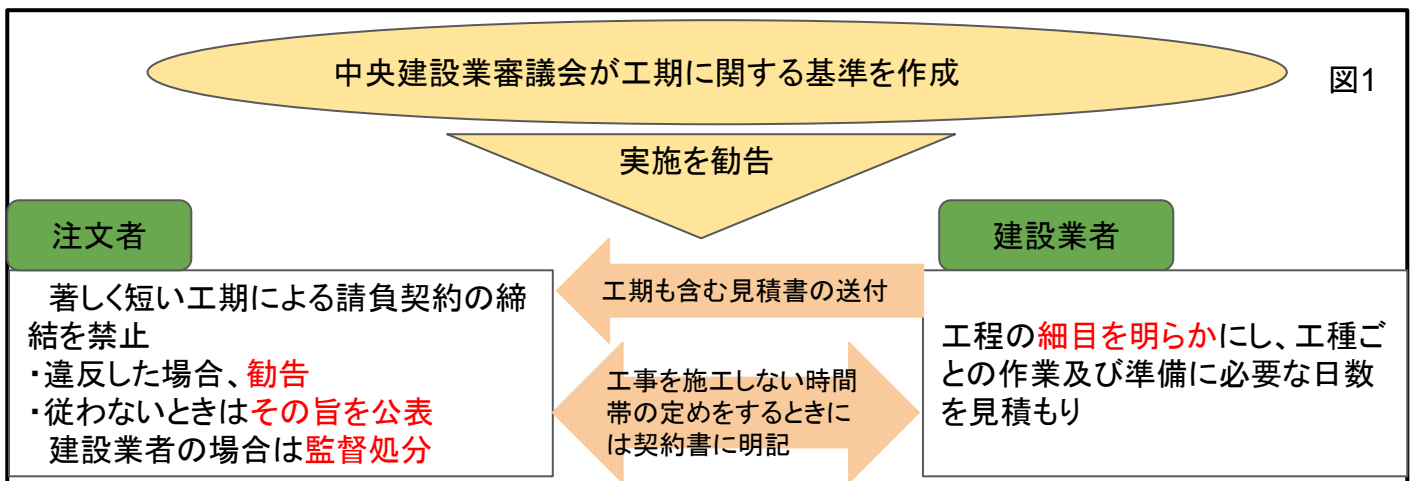
そのように無理な工期を押し付けるような請負契約に対してメスが入りました。著しく短い工期による請負契約が禁止されました。

違反者には国交省からそんな無理な工期での請負契約ではダメです！計画を変更しなさい！という通告が行われるようになりました。

社会保険加入の義務化

建設業の許可を受けるための要件に「**社会保険加入**」が追加されることになりました。

これによって社会保険未加入の業者は建設業の許可や更新を認められないこととなりますので、こちらにも注意が必要です。



POINT2

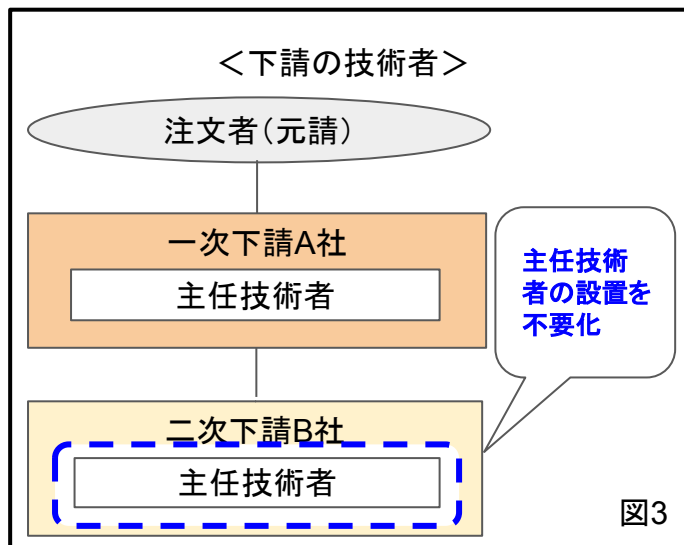
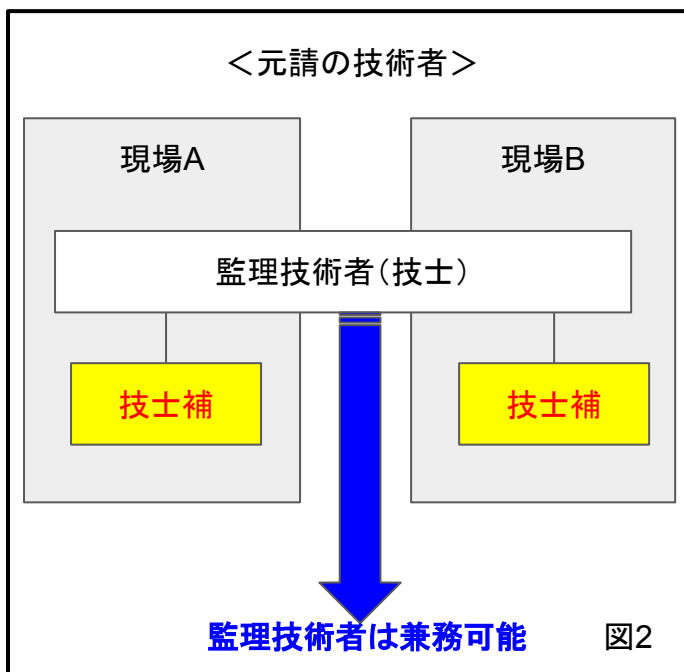
管理するための技術者要件の緩和

元請けの監理技術者が兼任できる 下請けの主任技術者が不要になる

以前の建設業法の「工事現場には一定の能力を持った技術者を必ず配置しなさい」という要件が、大幅に緩和されることになりました。

今まで禁止されていた「元請の監理技術者の兼任」が可能になり、「下請の主任技術者」が不要になります。(図2,3)

この要件が緩和された大きな理由は人手不足です。この改正により経営層の高齢化による中小企業の廃業を防ぎ、地域の建設業が維持できることも期待されています。



POINT3

建設業を営む企業の継続のための緩和

経營業務管理責任者の規制の合理化

これまでは、建設業許可を取るためには建設業の経営経験が5年以上必要でしたが、今回の改正でこの要件そのものが廃止されることになりました。

この改正によって、建設業の許可がかなり取りやすくなることが予想され、要件が厳しいことで廃業をやむなくされる企業の継続が可能になります。

円滑な事業承継制度の創設

現行の建設業許可制度では、事業譲渡や合併、分割、相続などにより、次の世代へ事業承継を行ったとしても『建設業許可』は承継できません。

事業を譲った側は「建設業を廃業」し、譲られた側は「新規で建設業を申請する」ことが必要なのです。

今回の改正によって、事前の届け出による認可があれば建設業許可が承継されることになり、空白期間がないスムーズな事業承継が可能になります。

このように、建設業法も建設業の人手不足や若者の建設離れ、廃業を防ぐために少しずつですが変わっています。これからもあけぼの通信では役に立つ情報をお伝えしていきます！最後までご覧いただきありがとうございました。

※図2 監理技術者補佐の要件は、主任技術者の要件を満たす者のうち1級技術士補を有する者を想定

※図3 適用対象は、施工技術が画一的で技術上の管理の効率化を図る必要がある工種に限定

会社情報

社名 曙建設株式会社
ホームページ
<http://akebono-con.co.jp/>



曙建設株式会社